

緊急小口資金特例貸付借入申込書

令和4年4月1日以降

に使用する様式です

社会福祉法人

厚労 (都道府県)社

住民票登録のある都道府県名を記入ください。

申込みに当たり、下記9項目に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することを同意します。
 - 貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で関係機関に照会し、私の個人情報の提供を承諾いたします。
 - 私は現在、生活保護を受給していません。
 - 私は、1つでも該当しないものがあれば、貸付の対象とはなりません。
 - 本貸付以外の世帯の世帯主は、本特例貸付の借入れを希望しません。
 - 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。
 - 私は、貴協議会が必要に応じて官公署から私の氏名を照会する場合があります。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力団の目的のために、暴力団員として活動する者」を指します。〕
 - 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されません。
- 下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付してください。
 ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 イ 世帯員に要介護者がいるとき。
 ウ 世帯員にウ又はエの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。
 オ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- 太枠内を黒ボールペンで記入してください。
 ●訂正は二重線(≡)を引き余白に記入願います。

上記9項目に相違ありません 氏名 厚労 一郎 ※太枠内をご記入ください。

記入年月日 令和 4年 4月 27日 支店/受付番号

申込金額	20 万円	据置期間	令和5年12月末まで	償還期間	ア 24か月 イ.その他()か月	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
借入申込者	氏名 厚労 一郎 住所 (〒000-0000) 福祉市労働区 共助町 5-1 勤務先名称または職業	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 昭 53年 9月 3日 平成 (満 41 歳)	携帯電話	000(000)0000

最大20万円までの借入希望金額を記入ください。

希望がない場合は、月賦をチェックしてください。

会社員の方は勤務先名称・住所、個人事業主の方は職業・住所を記入ください。

借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
1		本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2	厚労 桃子	夫・妻・子・父・母・その他	40	T・S H・R 54年 5月 23日	パート勤務	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3	厚労 こころ	夫・妻・子・父・母・その他	11	T・S H・R 20年 3月 2日	★★小学校	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4	厚労 はな	夫・妻・子・父・母・その他	9	T・S H・R 22年 3月 19日	★★小学校	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
その他 2名						

口座振込の場合 貸付金 振込先	金融機関	ひふみ 銀行	支店名	東京 支店	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
借入理由 ※感染拡大等 による影響の内 容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減		<input checked="" type="checkbox"/> 今後10万円を超える資金需要があるため			

借入申込者名義の口座番号を記入ください。

申込金額が10万円を超える場合はを記入ください。

本特例貸付の利用実績: ア.4 (万円)

本特例貸付を初めて借りる場合は「ア」に、上限額以内で一度借りており、残りの額を改めて借りる場合は「イ」にを記入ください。

外国籍の方で在留期間が1年以内の方; 在留期間が延長の予定
在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、を記入ください。

緊急小口資金特例貸付

借用書

借入申込書と同じ金額を記入ください。

借用金額	20万円
------	------

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条

住民票登録のある都道府県名を記入ください。

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 静岡 (都道府県) 社会福祉協議会 会長 殿
 (借受人)

太枠内を記入ください。

住所	福社市 労働区 共助町 5-1
氏名 (自署)	厚労 一郎
生年月日	大正 昭和 平成 53年 9月 3日生

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	令和5年12月末まで
	償還期間	24 か月 (最大24か月)
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞	

借入申込書と同じ償還期間、償還方法を記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	年度	資金	貸付コード	受付番号

この欄は担当職員が記入します。

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。
また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。
また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、該当の社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と該当の社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、該当の社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を別紙記載、都道府県毎に設置しております。

(1) 各都道府県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当部課一覧 (電話・FAX)

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 各都道府県社会福祉協議会代表連絡先一覧 (電話)

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全

必ず自筆で記入をお願いします

令和 ○年 ○月 ○日

借受人

住所

福社市 労働区 共助町 5-1

氏名

厚勞 一郎

(自署)

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

